

保存期間：10年
(平成40年末)
平成30年1月24日

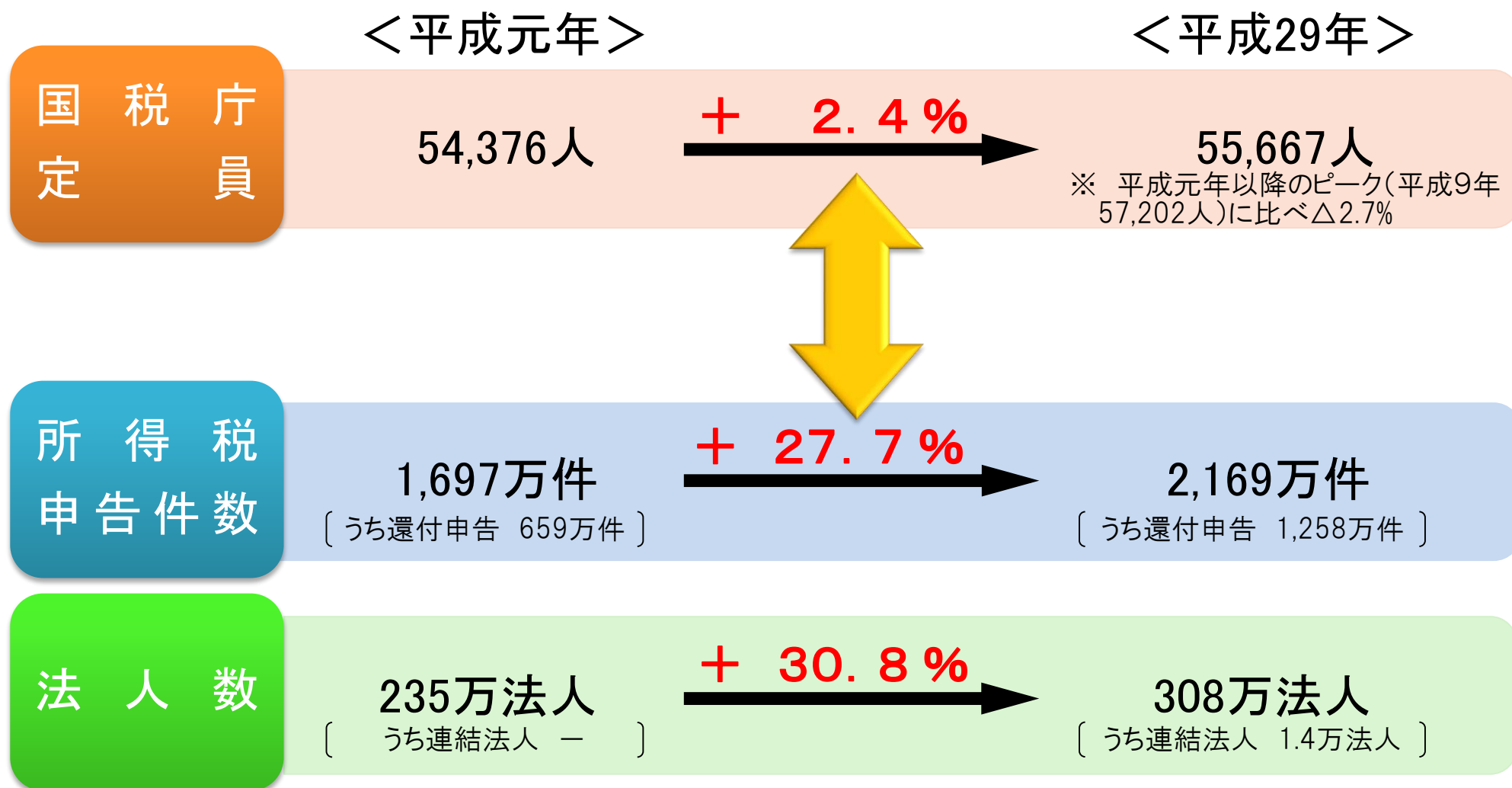
資料

4-1

税務行政の現状と課題

- I マンパワーと複雑困難化する業務
- II 適正・公平な税務行政の推進
- III 税務のICT化
- IV 酒税及び酒類行政

～定員と申告件数等の状況～

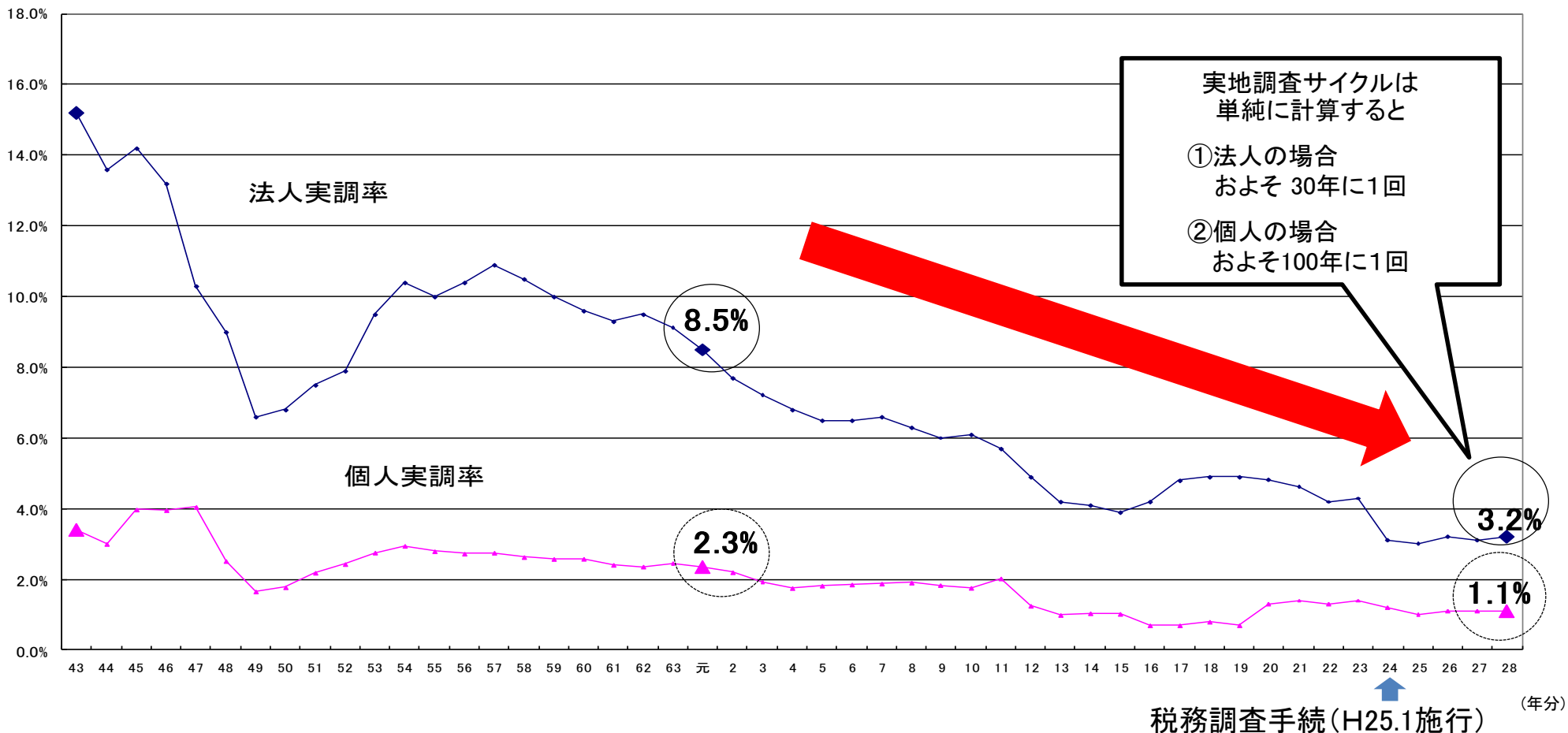


- (注) 1 所得税申告件数・・・平成元年は平成元年分申告、平成29年は平成28年分申告のうち、それぞれ翌年3月末日までに提出された件数
 2 法人数・・・平成元年は平成2年6月末日時点、平成29年は平成29年6月末日時点の法人数(清算中法人を除く。)
 3 連結納税制度は平成14年度に創設。

～実調率の推移～

- ①申告件数の増加等による業務量の大幅な増加、
- ②経済取引の国際化・高度情報化の進展による業務の質的困難化に伴い、「実調率」は、平成元年と比較して、法人・個人ともに低下

実調率 = 実地調査件数 ÷ 対象法人数、税額のある申告を行った納税者数 (注1、2)



(注1) 「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したものの。

(注2) 「個人実調率」は、実地調査(20年分以降は実地着目調査を含む。)の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したものの。

～平成28事務年度 調査事績の状況～

○ 法人税

	27事務年度	28事務年度	前年対比
	千件	千件	%
実地調査件数	94	97	103.5
調査による追徴税額	1,592 億円	1,732 億円	108.8




○ 所得税

	27事務年度	28事務年度	前年対比
	千件	千件	%
実地調査件数	66	70	106.4
調査による追徴税額	798 億円	819 億円	102.6




○ 法人消費税

	27事務年度	28事務年度	前年対比
	千件	千件	%
実地調査件数	90	93	103.4
調査による追徴税額	565 億円	785 億円	139.0



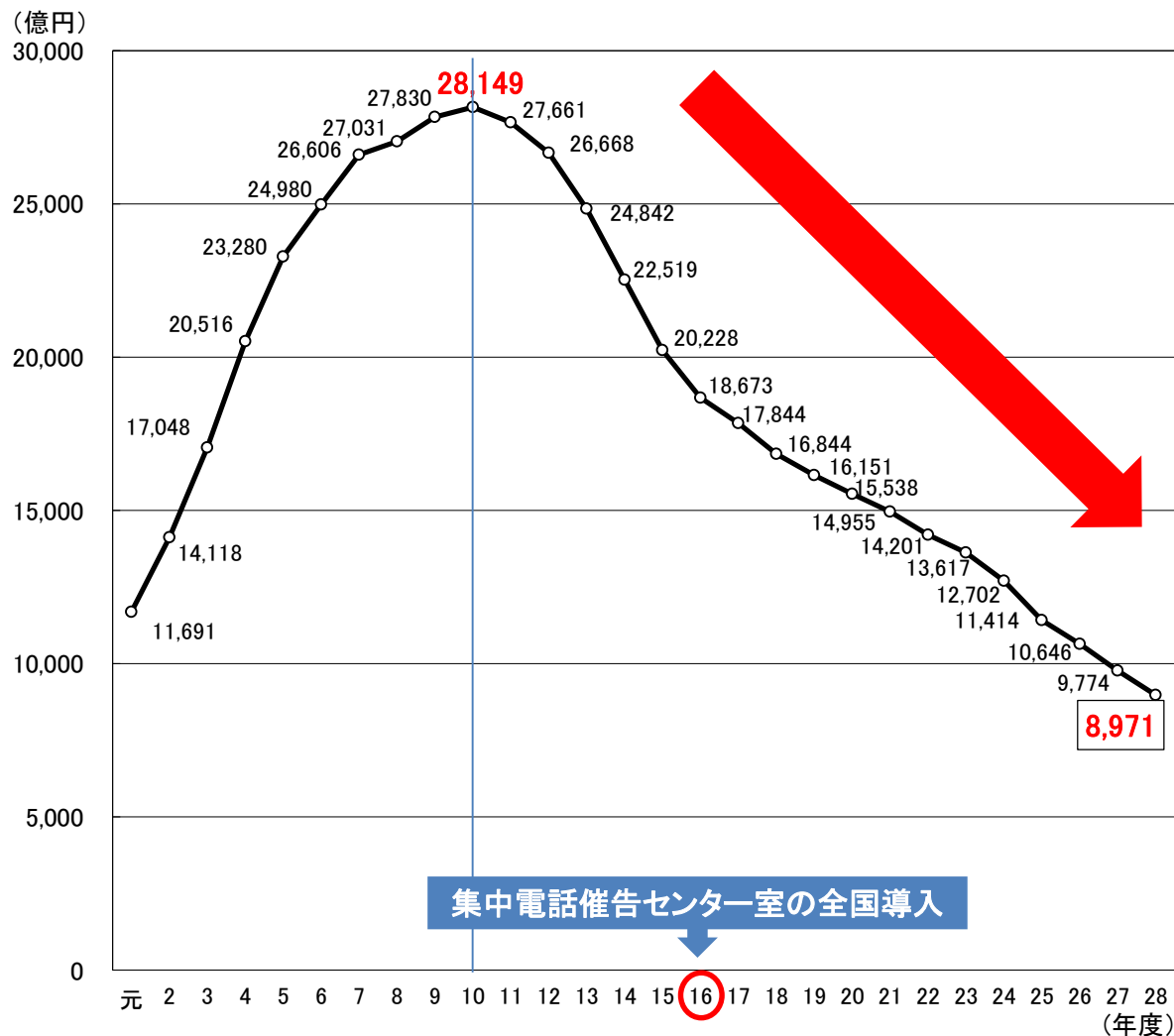

○ 個人事業者消費税

	27事務年度	28事務年度	前年対比
	千件	千件	%
実地調査件数	35	37	105.1
調査による追徴税額	215 億円	245 億円	114.0




～租税滞納状況の推移～

滞納整理中のものの額(滞納残高)は、平成10年度の2.8兆円をピークに11年度以降
18年連続で減少し28年度は**0.9兆円**



毎月、新たな滞納が大量に発生

滞納者へ早期接触が有効

**集中電話催告センター室
 (納税コールセンター)**

- 各国税局に設置
- 新規の滞納事案を集中的に所掌
- システムを活用し早期かつ反復的に電話催告

効果的・効率的な滞納整理を実施

(注) 地方消費税額を含まない。

～適正・公平な課税の推進～

効果的・効率的な事務運営に向けた取組

事案に応じた適切な接触(メリハリ)

○ 悪質な納税者
⇒ 厳正な調査

○ その他の納税者
⇒ 簡易な接触(文書・電話)

資料情報の収集・活用

- 資料の分析や調査選定にシステムを活用
- 資料収集の専門部署を設置

重点的に取り組んでいる事項

経済社会の国際化、
富裕層への対応

消費税の
不正還付防止

無申告の把握

「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針

(平成29年12月19日公表)

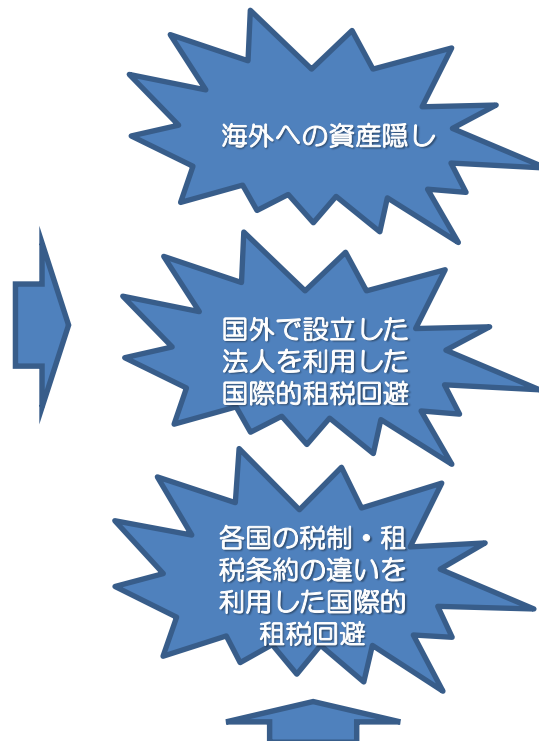
国税庁の 方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」、「パラダイス文書」の公開やBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展などにより、国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。
⇒ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく

情報リソースの充実

- 〔国外送金等調書の活用〕
100万円超の国外への送金及び国外からの受金の把握
- 〔国外財産調書の活用〕
5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）の把握
- 〔財産債務調書の活用〕
3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等の把握（所得2,000万円超の者）
- 〔租税条約等に基づく情報交換〕
取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報の収集
- 〔CRS^(注1)による金融口座情報の自動的交換〕
海外の金融口座情報（預金残高等）の収集（平成30（2018）年9月までに初回の交換）
- 〔多国籍企業情報の報告制度の創設〕
多国籍企業のグループ情報の収集（平成30（2018）年9月までに初回の交換）

富裕層・海外取引のある企業



調査マンパワーの充実

- 〔国税庁国際課税企画官〕
・国際課税の司令塔として国税庁に国際課税企画官を設置（平成29(2017)年度）
- 〔重点管理富裕層PT〕
・全国税局に重点管理富裕層PTを設置(平成29(2017)年度)
・富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の管理及び調査企画
- 〔国税局統括国税実査官（国際担当）〕
・国際調査課
・国際的租税回避行為に係る資料の収集・分析、調査企画
・複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発
- 〔国税局・税務署国際税務専門官〕
・国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査の実施
- 〔国際課税関係の体制整備〕
(平成30(2018)年度要求中)
・国税局・税務署の国際税務専門官等の増員を要求

グローバルネットワークの強化

- 〔徴収共助制度の活用〕
租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請
- 〔租税条約等に基づく情報交換〕
〔CRSによる金融口座情報の自動的交換〕
- 〔相互協議の促進〕
国際的な二重課税問題の解決
- 〔国際的な枠組みへの参画〕
BEPS^(注2) や税の透明性に関する国際的な議論への対応

(注1) CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略

(注2) BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

～富裕層への対応～

- 所得金額が5億円超の者

平成23年 731人 → 平成28年 1,525人

【出典】国税庁「統計年報」

- 家計部門からの海外投資(対外証券投資)金額

平成23年 15.5兆円 → 平成28年 23.6兆円

【出典】日本銀行「資金循環統計」



富裕層に対する適正課税の確保が重要

➤ 富裕層の管理・調査等

- 有価証券・不動産等を多数所有する納税者、経常的な所得が特に高額な納税者などをいわゆる富裕層として管理
- 国外財産調書制度・財産債務調書制度や外国税務当局との情報交換ネットワークを活用し、積極的に情報を収集、調査等を実施

➤ 重点管理富裕層プロジェクトチームの設置

- いわゆる富裕層のうち、特に多額の資産を保有していると認められる納税者を管理し、課税上の問題が認められる場合は調査を企画する重点管理富裕層プロジェクトチーム(富裕層PT)を、平成26年7月から東京局、大阪局、名古屋局に設置
- 平成29年7月から全国税局及び沖縄国税事務所に拡大

～消費税の不正還付防止～

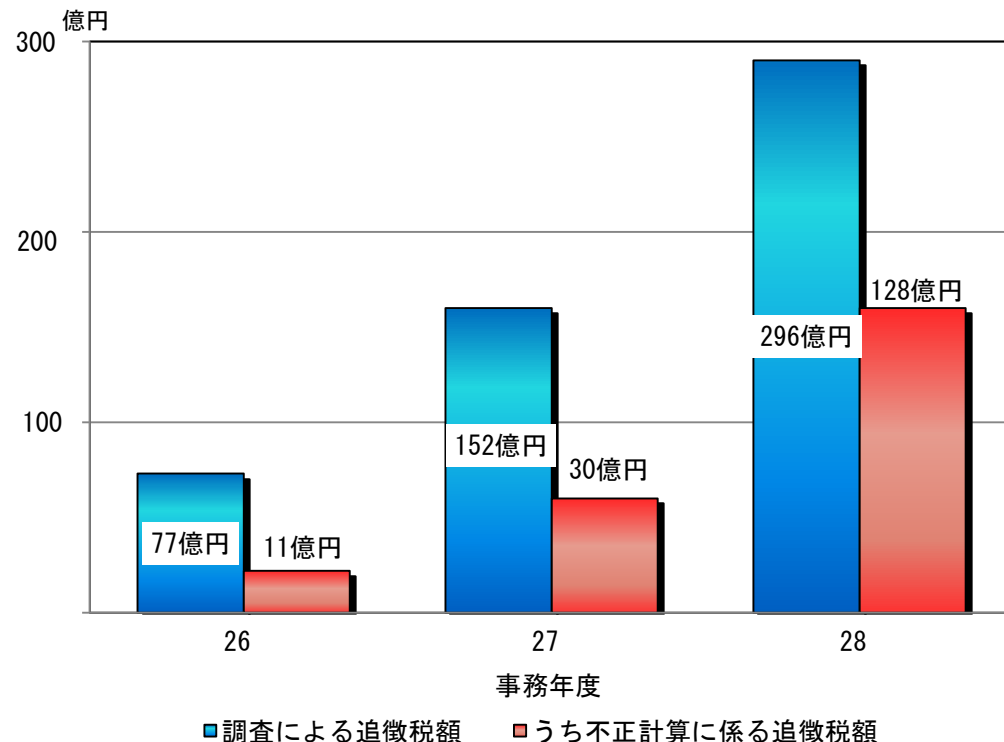
平成28事務年度においては、消費税還付申告法人6,867件に対し実地調査し、消費税296億円（前年対比194.6%）を追徴課税。そのうち、不正に還付金額の水増しなどを行っている法人に対して、128億円（同426.0%）を追徴課税。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等			前年対比
	26	27	28	
実地調査件数	7,442 件	7,475 件	6,867 件	91.9 %
非違があった件数	4,082 件	4,215 件	3,954 件	93.8 %
うち不正計算があった件数	726 件	764 件	802 件	105.0 %
調査による追徴税額	7,709 百万円	15,215 百万円	29,615 百万円	194.6 %
うち不正計算に係る追徴税額	1,128 百万円	3,004 百万円	12,799 百万円	426.0 %

（注） 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の追徴税額の推移



～税務に関するコーポレートガバナンス(税務CG)の充実を通じたコンプライアンスの向上～

我が国全体の税務コンプライアンスの維持・向上



大企業の税務に関するコーポレートガバナンス(税務CG)充実が重要

具体的な取組

- 大企業のトップマネジメントが集まる場で、税務CGの充実を働きかけ
- 一定の大規模法人(※)の税務調査の際、税務CGの状況を確認・判定
※ 全国の国税局調査部の特別国税調査官所掌法人
- 調査終了時に、大企業のトップマネジメントと国税局幹部(調査部部長など)が意見交換
・効果的な取組事例の紹介等
- **税務CGの状況が良好で調査必要度が低いと認められる法人について次回調査までの調査間隔を延長**
 - ・税務リスクの高い取引の自主開示を条件
 - ・平成24年7月から実施

↓

企業の税務調査対応の負担軽減
調査必要度の高い法人へ調査事務量を重点配分
- 税務CG向上の取組の適正かつ安定的な運用を図るため、事務処理手続を定めた事務運営指針を制定
 - ・取組の透明性を高めるとともに企業の自発的な取組を後押しするため、**国税庁ホームページで事務運営指針を公表**
 - ・平成28年7月～

調査間隔延長法人の状況 **51法人**
(平29.6.30現在)

「税務行政の将来像」～スマート化を目指して～

○中長期的に国税庁として目指すべき将来像を平成29年6月に公表。

2017年版

「税務行政の将来像」 ～スマート化を目指して～

環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)

ICT社会への的確な対応

税務手続の抜本的なデジタル化

税務署に出向かず簡便に手続が完了

納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)

カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用

重点課題への的確な取組

国際的租税回避への対応

富裕層に対する適正課税の確保

大口・悪質事案への対応

情報システムの高度化

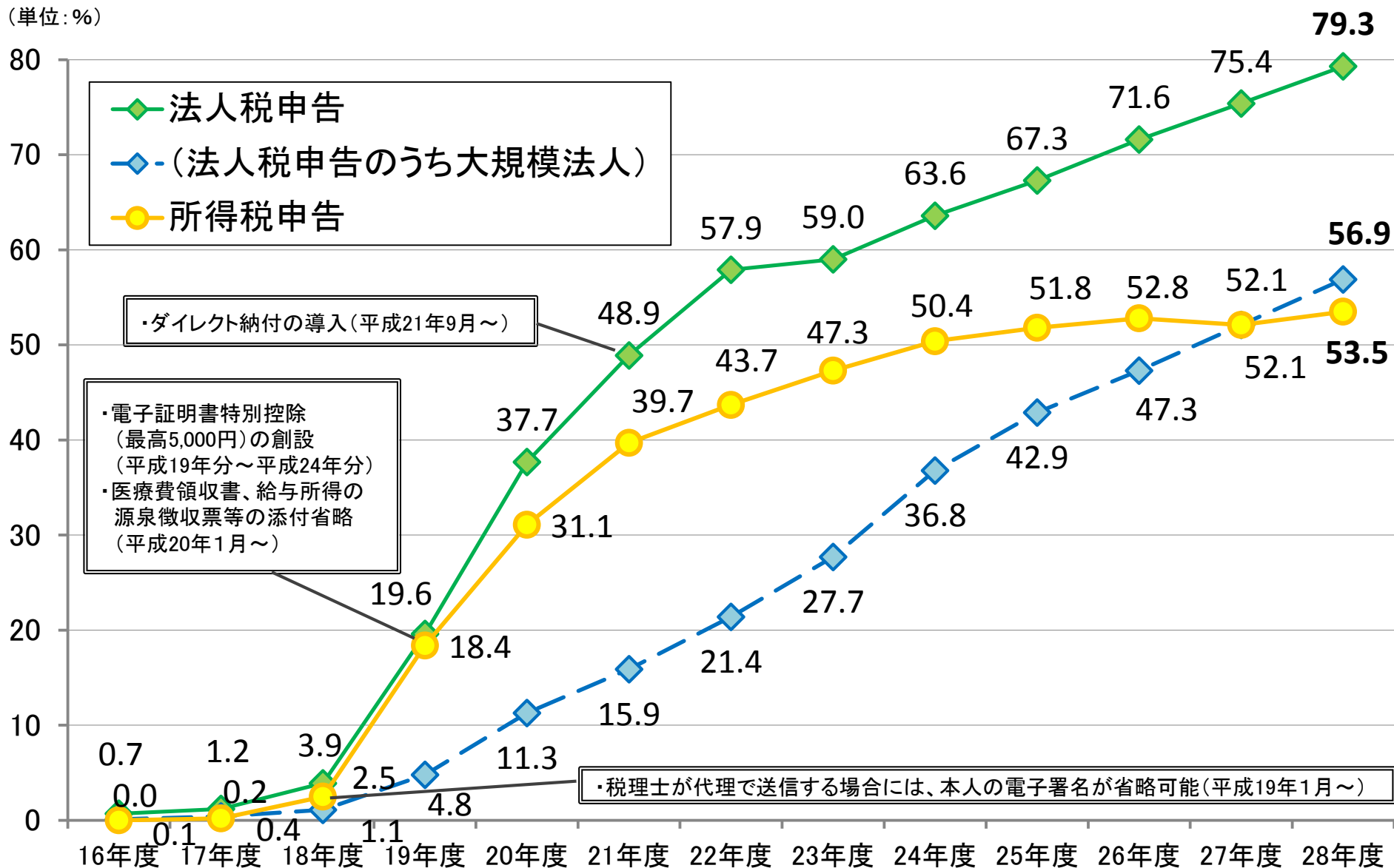
内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

～e-Tax利用率の推移～

(単位: %)



～法人税・消費税の電子申告に関する最近の動き～

規制改革推進会議 行政手続部会 取りまとめ（平成29年3月29日）

- 「国税」のほか、「地方税」「営業の許認可」など計9分野が行政手続コスト削減の重点分野。
- 行政手続コストを20%削減。ただし、「国税」「地方税」分野は別途の数値目標等を設定。
- 取組期間は3年（平成31年度まで）、事項によっては5年まで許容（平成33年度まで）。

国税の数値目標等： 法人税・消費税の申告についての電子申告の利用率

- ① 大法人：100% ※電子申告の義務化を前提
 - ② 中小法人：85%以上 ※なお、将来的な電子申告の義務化を前提に100%
- ※手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。

※その後、29年5月の規制改革推進会議「規制改革推進に係る第1次答申」でも行政手続部会の取りまとめに従った取組み推進が盛り込まれる。

財務省 「行政手続コスト」削減のための基本計画（平成29年6月30日）〔抄〕

- 大法人の法人税・消費税の電子申告の義務化については、平成29年度に検討を開始し、早期に結論を得る。
- 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-Tax）の利用率85%以上という目標達成に向けて、普及に向けた取組を一層進める。

平成30年度税制改正の大綱（政府大綱）（平成29年12月22日）〔抄〕

- 大法人の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により提供しなければならないこととする。

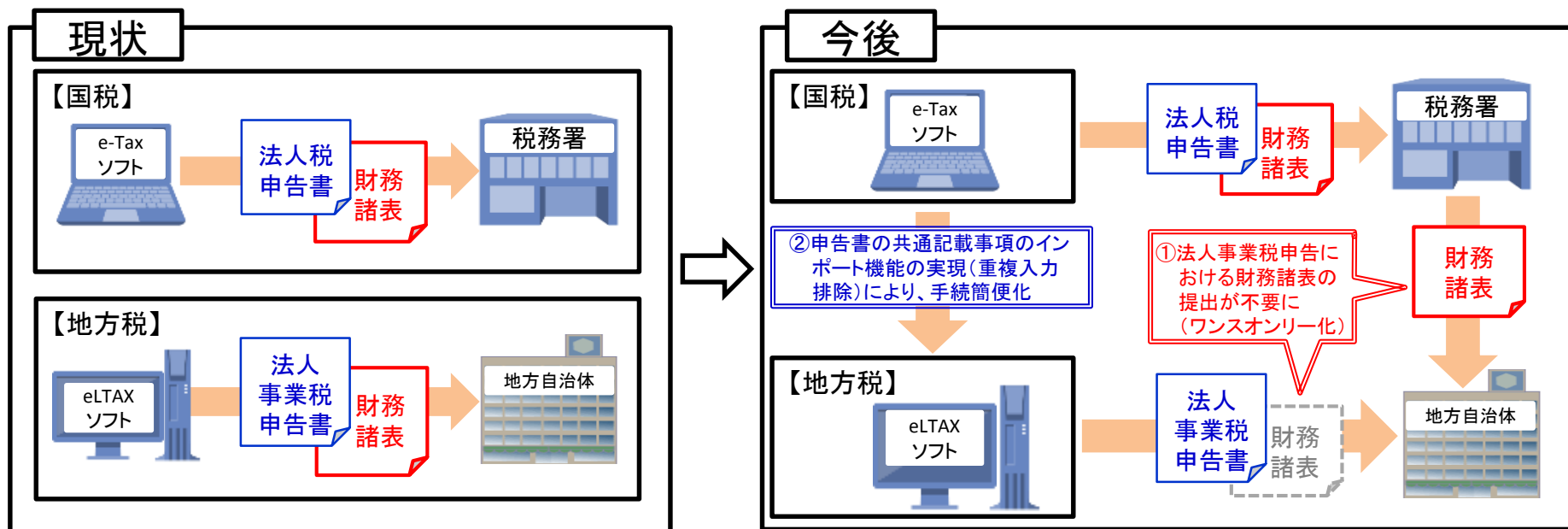
※大法人の消費税の確定申告書、中間申告書、修正申告書及び還付申告書の提出についても、同様の記載が盛り込まれた。

電子申告の普及に向けた今後の具体的な取組【例示】

検討中の主な取組（法人関係）

- 提出情報等のスリム化 : 第三者作成書類の見直し、勘定科目内訳書の記載内容を簡素化
- データ形式の柔軟化 : 別表の一部・財務諸表・勘定科目内訳書についてデータ形式を柔軟化
(注)財務諸表については、データ処理の円滑化の観点を踏まえた形で柔軟化
- 提出方法の拡充等 : 光ディスク等による添付書類提出、送信容量拡大、e-Tax受付時間の更なる拡大
- 提出先の一元化
(ワンスオンリー化)等 : ① 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化、② 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除、法人設立関係手続の申請データ一括作成・電子的提出の一元化
- 認証手続の簡便化 : 法人の電子申告に必要な電子署名の簡便化

【具体例】国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化等（法人税・法人事業税）



～個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化～

個人納税者がマイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いてe-Taxを利用する場合において、ID・パスワード（ID・PW）の入力を不要とする。また、マイナンバーカード及びICカードリーダーライタの未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したID・PWのみによるe-Taxの利用を可能とする。

現行方式



申告時

ID・PW

申告データ

電子証明書

ICカードリーダーライタの準備

※利用前に初期設定(各種インストール)や電子証明書の初期登録が必要

平成31年1月以降実施

マイナンバーカード方式



申告時

ID・PW
は省略

申告データ

電子証明書

ICカードリーダーライタの準備

※利用前の電子証明書の初期登録の作業が不要

ID・パスワード方式



※事前の本人確認

ID・PW

ID・PWの交付



申告時

ID・PW

申告データ

電子証明書

電子証明書
は省略

※利用前の電子証明書の初期登録等が不要

～納付手段の多様化～

- 国税の納付については、納税者のニーズを踏まえ、口座振替、電子納税、クレジットカード納付、コンビニ納付といった多様な納付手段を整備してきたところ。
- 窓口での現金納付は、納税者にとって手間がかかるほか、税務署窓口の収受については、現金管理等の行政コストも生じる。経済社会のキャッシュレス化が進展する中、今後とも納付手段の利便性向上を図りながら、国税の納付のキャッシュレス化を推進する必要。

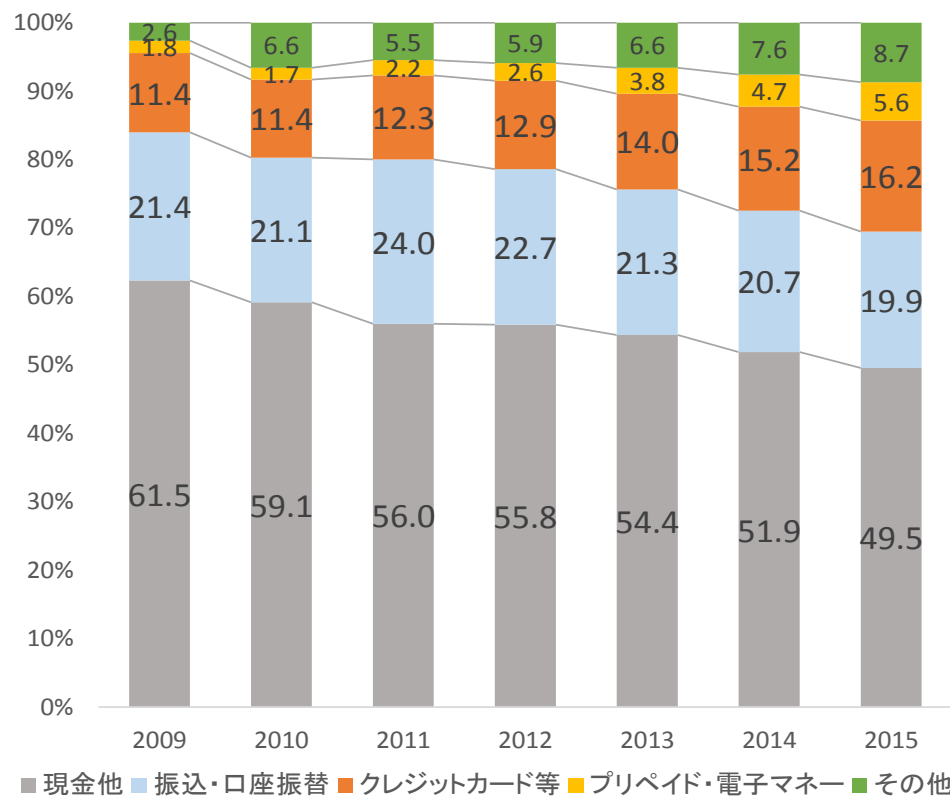
納付手段別の納付件数(平成28(2016)年度)

納付手段	納付件数 (万件)	割合 (%)
窓口での現金等による納付	3,334	75.6
金融機関窓口	3,175	72.0
税務署窓口	159	3.6
コンビニエンスストア納付 ^{注1}	170	3.9
クレジットカード納付 ^{注2}	5	0.1
口座振替 (個人のみ利用可)	608	13.8
電子納税	290	6.6
ネットバンキング等	194	4.4
ダイレクト納付	96	2.2
合計	4,407	100.0

(注1) コンビニでの納付は納付税額は30万円以下のみ。

(注2) クレジットカード納付は平成29年1月から開始(納付税額1,000万円未満のみ)。上記は1月から3月までの数値。

個人消費に占める決済手段のシェア



(注) 「クレジットカード等」は、「クレジットカード」と「デビットカード」のシェアの合計値。

「その他」は、「ペイジー」、「コンビニ収納」と「代金引換」のシェアの合計値。

(出所) クレディ・セゾン決算説明会資料より財務省作成

※ 平成29年11月20日 税制調査会参考資料より抜粋

～酒税の保全と酒類業の健全な発達～

酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施

- 酒税の保全を図る観点から、酒類の製造及び販売業については、免許制度が採用されており、これを適正に運用
- 酒類業の所管省庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を実施

主な取組

- 日本産酒類の振興
(輸出促進に向けた取組、ワインの表示ルールの方策、日本産酒類のブランド力向上のための地理的表示の活用促進 等)
- 酒類の公正な取引環境の整備
(「酒類の公正な取引に関する基準」・「酒類に関する公正な取引のための指針」を踏まえた取引状況等実態調査の実施 等)
- 適正飲酒や環境への配慮などの社会的要請への対応
(未成年者飲酒防止への取組、酒類容器のリサイクル制度の周知 等)
- 酒類の表示の適正化
(酒類業者に対する適切な表示に関する指導、調査 等)
- 酒類の安全性の確保と品質水準の向上
(酒造メーカーに対する技術指導、放射性物質などの安全性に関する調査 等)

～日本産酒類の輸出促進に向けた国税庁の取組等について～

○国内外における日本産酒類の情報発信の強化

【主な取組】

- ・リオ・オリンピック・パラリンピックや国連総会などの機会に合わせ、日本産酒類PRブースを出展し、国税庁職員を派遣するなど、各国要人・プレスが集まる機会を活用し、日本産酒類のPRを実施
- ・海外に日本酒の魅力をPRするための冊子を酒類総合研究所にて作成、在外公館や国際会議におけるレセプション等でも活用
- ・清酒を外国人に販売する際に活用するため、酒類総合研究所にて「清酒の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成

【今後の課題・取組】

- ・引き続き、在外公館やジャパンハウスを日本産酒類の情報発信拠点として活用
- ・「清酒の専門用語の標準的英語表現リスト」を今後も改訂し、幅広く活用
- ・焼酎に関する「焼酎の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成中

○発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発

【主な取組】

- ・駐日外交官酒蔵ツアーの企画・実施（日本酒造組合中央会と共催）
- ・外国人等を対象として、（独）酒類総合研究所における講習などを通じた、國酒に関する正しい知識の普及
- ・日本酒に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援

【今後の課題・取組】

- ・焼酎に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援

○輸出環境整備

【主な取組】

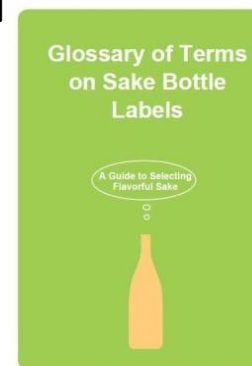
- ・日EU・EPA交渉による単式蒸留焼酎の容量規制の緩和及び地理的表示（GI）の相互保護
- ・東日本大震災後に導入された輸入規制の解除及び米国における蒸留酒の容量規制見直しへの働きかけ
- ・ブランド価値向上に有効な表示ルール（GI「日本酒」等）の活用促進を図るための一般向けセミナー、シンポジウムなどの開催
- ・ロンドンにおいて開催された展示商談会「WABI（和美）」に日本産酒類PRブースを出展するとともに、国内酒類業者の出展を支援し、ビジネスマッチングの機会を提供

【今後の課題・取組】

- ・引き続き、各国とのEPA交渉などを通じた、諸外国に対する輸入規制の緩和及び日本のGIの保護の働きかけ
- ・引き続き、輸出先国・地域での展示会や商談会等の開催による、意欲ある事業者へのビジネスマッチングの機会の提供等



リオ・ジャパンハウスにおける
日本産酒類PRの様様



駐日外交官酒蔵ツアーの様様